

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。</p> <p>「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」（平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、所要の支援施策を講じる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>不動産取得税の課税標準1/2控除（土地・建物） （適用要件） 平成33年3月31日までに取得すること</p> <p>固定資産税・都市計画税の課税標準1/2軽減（5年間） （適用要件） 平成33年3月31日までに取得すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物を整備する事業のうち、以下の部分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設（道路、公園、広場、下水道、緑地等） 2) 都市利便施設 （緑化施設、通路（道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等）） 	
関係条文	<p>不動産取得税：地方税法附則第11条第7項 固定資産税・都市計画税：地方税法附則第15条第18項 令附則第11条第19項 規則附則第6条第42項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲3,502) [平年度] ー (▲3,488) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。 また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成29年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図っているところである。 また、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることが盛り込まれたところである。</p>	

	<p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。</p> <p>昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>あわせて、「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」（平成 30 年 7 月 12 日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、中枢・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>-</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円 →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5% ※1 初期値：9.1%（2002年度～2017年度末（2017年度は見込み値）） ※2 中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日～平成33年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成31年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：2兆円～3兆円 →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2020年度までの区域面積割合 目標値：10.7%～11.3%
	政策目標の達成状況	民間都市再生事業計画は平成30年8月末現在114計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成29年度までの建設投資額は約5.4兆円となり、現時点での平成30年度～平成32年度までの建設投資累計額（見込）が約3兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところだが、平成32年度以降の都市開発事業の見通しは不透明であり、引き続き支援が必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用件数） 平成31年度： 不動産取得税5計画（うち建物4計画）、固定資産税17計画、都市計画税16計画 平成32年度： 不動産取得税5計画（うち建物4計画）、固定資産税16計画、都市計画税15計画 （適用事業者の範囲） 民間都市開発事業を施行する者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	所得税、法人税、登録免許税
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成31年度予算概算要求額（政府保証債及び政府保証借入）：400億円】
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、これまでの多数の事業者への適用実績を踏まえても、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数 (不動産取得税)) 平成 25 年度 : 土地 0 計画 (0 件) ・ 建物 5 計画 (6 件) 平成 26 年度 : 土地 2 計画 (2 件) ・ 建物 8 計画 (21 件) 平成 27 年度 : 土地 2 計画 (2 件) ・ 建物 8 計画 (18 件) 平成 28 年度 : 土地 2 計画 (2 件) ・ 建物 2 計画 (2 件) 平成 29 年度 : 土地 5 計画 (8 件) ・ 建物 9 計画 (11 件)</p> <p>(適用件数 (固定資産税・都市計画税)) 平成 25 年度 : 固定資産税 3 計画 (3 件)、都市計画税 3 計画 (3 件) 平成 26 年度 : 固定資産税 8 計画 (21 件)、都市計画税 8 計画 (21 件) 平成 27 年度 : 固定資産税 12 計画 (36 件)、都市計画税 11 計画 (36 件) 平成 28 年度 : 固定資産税 16 計画 (43 件)、都市計画税 16 計画 (42 件) 平成 29 年度 : 固定資産税 17 計画 (46 件)、都市計画税 17 計画 (44 件)</p> <p>(減収額 (不動産取得税)) 平成 25 年度 : 土地 0 百万円 ・ 建物 874 百万円 平成 26 年度 : 土地 241 百万円 ・ 建物 3,789 百万円 平成 27 年度 : 土地 244 百万円 ・ 建物 2,269 百万円 平成 28 年度 : 土地 71 百万円 ・ 建物 892 百万円 平成 29 年度 : 土地 1,706 百万円 ・ 建物 4,068 百万円</p> <p>(減収額 (固定資産税・都市計画税)) 平成 25 年度 : 固定資産税 17 百万円、都市計画税 2 百万円 平成 26 年度 : 固定資産税 40 百万円、都市計画税 6 百万円 平成 27 年度 : 固定資産税 52 百万円、都市計画税 9 百万円 平成 28 年度 : 固定資産税 70 百万円、都市計画税 12 百万円 平成 29 年度 : 固定資産税 74 百万円、都市計画税 12 百万円</p> <p>本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、特定の者に偏った適用となるものではない。また、特定都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定状況に照らして、適用数は想定範囲内と考えられる。</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(不動産所得税) 課税標準 (不動産の価格) 平成 26 年度 : 48,843,668 (千円) 平成 27 年度 : 54,177,050 (千円)</p> <p>(固定資産税) 課税標準 (固定資産の価格) 平成 26 年度 : 4,107,709 (千円) 平成 27 年度 : 5,740,311 (千円)</p> <p>(都市計画税) 課税標準 (固定資産の価格) 平成 26 年度 : 2,757,978 (千円) 平成 27 年度 : 3,221,228 (千円)</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>民間都市再生事業計画は、平成 30 年 8 月末現在 114 計画が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を含む。) における都市開発事業の平成 24 年度から平成 29 年度までの建設投資額は約 5.4 兆円となり、目標達成に向けて順調に推移している。 今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p>	
	<p>ページ</p>	<p>33—5</p>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成 29 年度から平成 30 年度までの建設投資累計額 目標値：2兆円～3兆円</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>民間都市再生事業計画は、平成 30 年 8 月末現在 114 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。具体的には、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成 29 年度から平成 30 年度までの建設投資額は約 2.3 兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成 4 年度～平成 32 年度までの建設投資累計額（見込）が約 8.5 兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移しているところだが、平成 32 年度以降の都市開発事業の見通しは不透明である。 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 24 年度 拡充（都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第 20 条第 1 項の認定があったものとみなされる場合を含む。） 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長</p>
<p style="text-align: center;">ページ 33—6</p>	